

明石市交通バリアフリー基本構想の概要

(1) 経緯

平成14年 3月5日作成・公表

(2) 明石市の概要

(平成 14 年 1 月 1 日現在)

人口 292,762 人 / 世帯数 108,606 世帯 / 市域面積 49.22km²

高齢者数 44,438 人 (15.2%)

身体障害者数 8,178 人 (2.8%)

(3) 旅客施設及び重点整備地区の概要

旅客施設名	乗車人員 (人/日)	地区面積 (ha)	主な施設
JR 明石駅	53,485 (乗車人員)	131.80	明石市役所 / 明石郵便局 / 市民会館 / 文化博物館 / 図書館 / 中央公民館 / 勤労福祉会館 / 市民ホール / 市民病院 / 保健センター / 高齢者ふれあいの里中崎 / 民間病院 など
山陽電鉄明石駅	28,194 (乗降人員)	同上	同上
JR 西明石駅	31,511 (乗車人員)	25.65	サンライフ明石 / 民間病院など
JR 魚住駅	11,564 (乗車人員)	31.30	明石西郵便局 / 西部市民会館 / 西部図書館 / 魚住市民センター / 高齢者ふれあいの里魚住 / 民間病院 など

(乗車人員については、JR 及び山陽電鉄資料に基づく)

< 重点整備地区の選定理由 >

重点整備地区については、構想策定の対象とした市内 10 地区から、高齢者や障害者など、バリアフリーを求める利用者のニーズが比較的多い地区、駅施設の周辺に広域的な位置づけの高い公共施設が多く立地するなど、地域全体のアクセシビリティを向上する効果が高い地区、事業の整備主体や管理運営主体である交通事業者等の意見を踏まえ、2010 年までに事業を完了することができる実現性の高い地区、等の基本方針に基づき上記3地区を選定した。

各駅の選定理由については、以下の通り。

○ JR・山陽電鉄明石駅周辺地区

*駅施設に対して高齢者や障害者のバリアフリー化のニーズが高い地区

*広域的な位置づけの公共・公益施設が多く集積する明石市の都心(市の玄関口)

*駅施設は、2010 年までにバリアフリー化を進めることが可能(山陽電鉄)、もしくは既にバリアフリー化が実施されている(JR西日本)

○ JR西明石駅周辺地区

*駅施設に対して高齢者や障害者のバリアフリー化のニーズが特に高い地区

*新幹線駅があるなど、広域的な交通ネットワークの拠点として位置づけられる地区

*駅施設は 2010 年までにバリアフリー化を部分的に進めることが可能

○ JR魚住駅周辺地区

*駅施設に対して高齢者や障害者のバリアフリー化のニーズが高い地区

*駅を中心に住宅を主とする市街地が広がるなど、他地域の参考となるモデル性の高い地区

*駅の橋上化や駅前広場の整備が検討され、かつ駅施設は 2010 年までにバリアフリー化を進めることが可能

(4) 明石市交通バリアフリー基本構想の特徴

明石市における基本構想の特徴として、法にもとづく重点整備地区を設定するとともに、明石市独自の準整備地区を設定する。

準整備地区は、重点整備地区として設定されない鉄道駅や周辺地域についても可能な限りバリアフリー化を推進することが望ましいという観点から設定された地区である。

準整備地区においては、高齢者や障害者の指摘事項の中で、とくに 安全性を早急に確保する必要がある整備項目、 比較的軽微な投資で、飛躍的に利便性や安全性が向上する費用対効果の高い整備項目等のバリアフリー化を中心に個別的に実施する。

なお準整備地区に関しては、法的な位置づけがないことから特定事業計画の中で必ずしも整備内容等を検討する必要はないが、各事業者は関係者との協議を前提に可能な範囲で反映させることとする。

(5) 事業の概要

基本構想の目標年次

- 1) 重点整備地区については、整備の目標年次を 2010 年(平成22年)とする。
- 2) 準整備地区については、事業の実施について、関係者と継続的かつ個別的に協議の上、高齢者や障害者のニーズに即した事業を優先的に実施する。特に、軽微な投資で改善を図ることができるものについては速やかに対応を図るものとする。

重点整備地区、準整備地区の整備イメージ

1) 重点整備地区

エレベーターの設置や歩道の拡幅など、高齢者や障害者ニーズが強くあるが、整備や維持管理に関する費用が比較的大きく、明石市や交通事業者の経済的負担が大きい整備内容のバリアフリー化を進める。(交通バリアフリー法に則った整備の推進を図る)

2) 準整備地区

安全性を早急に確保する必要がある整備項目、及び手すりの新設やインターホンの位置の改善、誘導ブロックの敷設・改善など、高齢者や障害者のニーズが強くあり、比較的少ない費用で安全性や利便性が確保できる費用対効果の大きい整備内容のバリアフリー化を進める。

関係者と引き続きかつ個別に協議の上、高齢者や障害者のニーズに即した事業を優先的に実施する。

重点整備地区等の整備方針

重点整備地区および準整備地区について、地区の特性等に関わらない明石市の共通の整備方針は以下の通り。

1) 公共交通事業者における取り組み

- 公共交通事業者においては、高齢者や障害者への対応法等に関する各種研修等の充実によって、高齢者・障害者に対するホスピタリティあふれる対応を図る。
- 無人駅については、巡回要員の強化によって利便性の向上を図る。
- 公共交通事業者においては、路線案内、運賃案内及び運行情報などが視覚情報・聴覚情報としてわかりやすく提供できるなど情報のバリアフリー化に努める。
- 駅舎内の段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック、階段の手すり、身体障害者用トイレ、インターホンなどを、高齢者・障害者の利用しやすさに配慮しつつ整備し、利便性・安全性の向上を図る。
- 駅関連の施設(エレベーター、エスカレーター、券売機等)は高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造とするよう努める。
- 鉄道駅のプラットフォームにおいては、車輦間転落防止保護柵の整備などにより、転落防止に関する何らかの対策を図る。
- バス事業者においては、今後の低床式バス・ノンステップバスの導入にあわせ、運行経路、運行本数の拡充を図るとともに、道路管理者と相互に連携し、低床式バスなどに対応したバス停の改良に努める。
- バス停のベンチについては、高齢者・障害者から、まちなかにおける休憩スペースとして高い評価がある一方で障害物となることが指摘されているため、利用者の多いバス停を中心に、ベンチの管理・整頓を図る。
- 低床式バス・ノンステップバスなどの新たな車輦導入時には、高齢者や障害者を対象とした参加交流型のプログラム(乗り方や降り方などを体験するプログラム)をモデル的に実施する。

2) 道路管理者における取り組み

- 道路管理者においては、歩道の段差の解消、平坦性の確保など移動空間の安全性・快適性の確保を図る。
- 駅から主要施設までの移動経路において視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、視覚障害者の移動の円滑化に努める。
- 駅前には駅前広場を設置し、身体障害者用乗降場の整備に努める。
- 蓋のない側溝においてグレーチングの整備を行い、移動の安全性の確保に努める。
- 案内標識などの充実に努め、情報面でのバリアフリー化に努める。
- 歩道においては、高齢者、障害者の移動に配慮した舗装に努める。(杖が引っかかることのない透水性舗装の採用、インターロッキングの改良など。ただし、インターロッキングに関しては、施工状態、舗装材等により評価は異なる。)
- 特定経路を構成する道路については、主務省令で定める構造基準に適合しなければならないが、地形等の状況により、一部基準に適合できない道路であっても、特定経路(特例)として位置づけ、可能な限り移動の円滑化を図るものとする。

3) 県公安委員会における取り組み

- 県公安委員会においては、視覚障害者のための音声機付き信号機を整備し、信号交差点での横断の安全性・利便性の向上を図る。
- 必要に応じた交通規制の実施による移動空間の安全性の確保や、道路標識や道路標示の充実に努める。

4) その他の取り組み

- 明石市においても、高齢者・障害者の公共交通を利用した移動を支援するガイドヘルプ、ボランティアなどの育成を図る。
- 駐輪・駐車や公共交通機関の利用におけるマナーなどに関する市民の意識啓発を進める。
- 土地区画整理事業などの面的整備を実施する場合には、上記の事業の内容に十分に配慮し、移動空間のバリアフリー化に努める。

(6) 利用者の意見の反映

明石市交通バリアフリー基本構想策定委員会への参画

明石市交通バリアフリー基本構想策定委員会に以下の団体からメンバーが参画し、構想策定に向けた協議を行った。(策定委員会は3回にわたり開催)

福祉団体	明石市社会福祉協議会 明石市民生児童委員協議会
地域団体	明石市連合自治協議会
女性団体	明石市女性団体協議会
高齢者団体	明石市高年クラブ連合会

障害者団体	明石市身体障害者福祉協会 明石市肢体不自由児者父母の会 明石地区手をつなぐ育成会 ともしび会ファミリーサークル
ボランティア団体	明石市ボランティア連絡会

各種意向把握調査の実施

1) 市民、高齢者・身体障害者アンケート調査

市民、及び高齢者・身体障害者に対してアンケート調査を実施し、駅施設の利用状況やバリアフリー化に関する評価、バリアフリー化に関する課題や今後の整備の方向性に関する意向把握を行った。

調査対象	配布数	有効回収数(回収率)
市民(市民意識調査)	10,000	5,375(54.4%)
高齢者	500	350(70.0%)
身体障害者	500	327(65.4%)

2) グループインタビュー調査

高齢者団体、障害者団体(内部障害、肢体障害、視覚障害、聴覚障害、知的障害、精神障害)、女性団体、ボランティア団体、市民公募など全12団体(計84名)を対象にグループインタビュー調査を実施し、課題や整備の方向性に関する定性的な意向把握を行い、調査の深度化を図った。

3) 実態把握調査

高齢者、障害者、介助者、女性、公募による一般市民を含め、のべ 119 名の調査参加者により、構想の対象となる駅施設及び周辺地区(10 地区)において現地踏査を実施し、即知的かつ個別具体的な課題の抽出を行った。

反映された主な事項

高齢者や障害者の意見により指摘された事項には、安全性を早急に確保する必要がある個別的な課題、比較的軽微な投資で、飛躍的に利便性や安全性が向上する(費用対効果の高い整備)項目が多く含まれている。

法律で定める重点整備地区は限定するが、重点整備地区として定められなかった駅・地区も、「準整備地区」として定め、高齢者や障害者のニーズが強くあり、比較的少ない費用で安全性や利便性が確保できる費用対効果の大きい整備内容のバリアフリー化を実施する。

(7) 法第6条第4項に定められている関係する機関との協議

関係機関については、明石市交通バリアフリー基本構想策定委員会に参画し、構想策定に向けた協議を行った。(平成 14 年 2 月 26 日協議終了)

また、平成 13 年 12 月下旬に関係各機関に対してアンケート調査を実施し、意向把握を行った。
その他、関係各機関との個別協議については、検討の進捗に応じ、随時協議を実施した。協議を実施した関係各機関は以下の通り。

公共交通事業者等

西日本旅客鉄道株式会社

山陽電気鉄道株式会社

道路管理者

兵庫国道工事事務所

明石土木事務所

都道府県公安委員会

兵庫県明石警察署

(8) その他

- 1) 計画策定にあたっては、利用者の視点にたち、きめ細かなニーズ把握を行うなどプロセス重視の策定を行った。その結果、例えば、点字ブロックの改善などの軽微な投資であっても大きな効果を発揮することが明らかとなり、そのような点を準整備地区として整備内容に反映した。
- 2) 実態把握調査では、高齢者、内部障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、介助者など多様な属性による混成グループを組成し、特性ごとに異なるバリアフリー化に関するニーズ(場合によって利害が相反することもある)に関して意見交換することにより、相互理解が深まることに留意した。

連絡先：明石市健康福祉部障害福祉課

Tel 078-918-1344

Fax 078-913-2101